

平成28年3月24日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

国土交通大臣

静岡県磐田市議会議長 加藤治吉

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきました。運賃割引を実施している交通機関等の事業種は、現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路に及んでいます。

しかし、精神障害者については、平成10年から11年当時、精神障害者家族の全国団体が、主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しましたが、割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者に適用しないという状況は、基本的に変わっていません。

一方、近年、障害者関係の法制は、集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法である障害者の権利に関する条約は、その第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。」と謳っています。

よって、上記の障害者の権利に関する条約に照らし、身体障害者及び知的障害者と同等に精神障害者にも交通運賃割引が速やかに実現するよう、万全の施策を講じるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。